

湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月17日

湖西市長 田内 浩之



湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付要綱の一部 を改正する要綱

湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付要綱（令和7年湖西市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表販路拡大事業の項中「第5条」を「第5条第1項」に、「申請」を「提出」に改める。

第5条第1項中「中小企業者等」を「者」に改める。

第5条第2項本文中「補助対象事業を開始する日」を「事業開始日（補助対象事業の契約又は発注の日及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日のいずれかの早い日をいう。第11条において同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 販路拡大事業及び販路拡大共同出展事業 展示会・見本市等への出展の初日
- (2) DX推進事業 デジタル技術の導入の日（以下「導入日」という。）

第6条第2号中「補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は」を削る。

第6条第3号中「事業完了後」を「事業が完了する日の属する年度の終了後」に改める。

第11条第3号に次のように加える。

ウ 事業開始日が確認できる書類

第 13 条に次のただし書を加える。

ただし、販路拡大共同出展事業に係る補助金については、補助対象事業の目的を達成するために必要があるときは、第 7 条の規定による通知を受けた日以後において概算払又は前金払の請求をすることができる。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(DX 推進事業の効果検証報告)

第 16 条 DX 推進事業の補助対象者は、導入日から同日の属する月の翌月から起算して 3 か月後の月の末日までの期間を効果検証期間とし、当該期間終了後、速やかに事業効果検証報告書（様式第 20 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間の末日までに対象経費の支払が完了しない場合にあっては、同項の規定による提出は、第 11 条の完了の報告の際にするものとする。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「本様式」を「この様式」に改める。

様式第 8 号中「事業完了後」を「事業が完了する日の属する年度の終了後」に改める。

様式第 15 号中「本様式」を「この様式」に改める。

様式第 19 号の次に次の 1 様式を加える。

DX 推進事業効果検証報告書

① 事業名	
② 事業効果検証期間（※備考 1）	年 月 日 ～ 年 月 日
③ 事業の効果	
④ 今後のプラン	

備考 1 導入日から同日の属する月の翌月から起算して 3 か月後の月の末日までを事業効果検証期間とします。

（例：5 月 20 日導入の場合 事業効果検証期間：5 月 20 日～8 月 31 日）

備考 2 対象経費の支払の完了日が導入日の属する月の翌月から起算して 3 か月後の月の末日後となる場合は、補助対象事業の完了の報告の際にこの様式を提出してください。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請を受けた補助金について適用し、同日前に交付の申請を受けた補助金については、なお従前の例による。